審　　査　　基　　準

平成２８年６月２３日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法施行規則
根　拠　条　項	第６１条第２項において準用する第４５条
処 分 の 概 要	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）	山口県公安委員会
法 令 の 定 め	
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	１４日
申　　請　　先	事務所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先	山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備　　考	